

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究 報告書

<実施主体名>

株式会社シード・プランニング

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

※以下の体裁により A 4 版 1 枚で作成すること。

文字数	4 0 字
行数	4 5 行
文字の大きさ	10.5 ポイント
上下余白	3 0 ミリ
左右余白	2 5 ミリ

【調査研究報告書の概要】

本調査研究は前年度（平成30年度）行われた「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究（調査実施会社＝三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）」の結果を受けて行うものである。前年度の調査対象国である「アメリカ」「イギリス」「韓国」「ドイツ」「フランス」の5か国において、妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度が、実際に各国の社会にどのような“効果”をもたらしたかについて焦点を置き調査を行い、それらを取りまとめた。

調査の手法は、①文献に基づく法制度・取り組みの効果の調査②行政当局等へのヒアリング調査、の2つの調査によって構成される。

① 効果の調査をするにあたっては、諸外国を比較検討な形で分析をしていくにあたり、「遺棄数」「殺害数」「虐待数」「中絶件数」の4つを指標として設定を行い、法・制度の施行以前と以降の推移に着目することを試みた。

② 法・制度がもたらす効果について、対象国の関係行政機関等に対し、共通の質問項目および各国独自の法・制度に基づいた質問項目を設定。調査研究員・現地協力者による、メールまたはヒアリング調査を行った。

調査を進めるなか、①で挙げた4つの指標については②の過程で、「法・制度の効果測る上では必ずしも適切ではない」との指摘を有識者から度々受けた。例えばフランスのヒアリング対象者からは、匿名出産をする女性、子どもを遺棄する女性、子どもを殺害する女性、子どもを虐待する女性はそれぞれ別個の存在であり、1つのカテゴリーに分類して考えることはできないとの見解が示された。ドイツの内密出産制度においても、調査研究委員会の構成委員からは、児童虐待を減らすことを目的としていないとの指摘がなされた。

そのため、本報告書においては、これらの指標の掲載はする一方、数値の推移など、指標自体の詳細な分析を行わず、「法・制度の効果が各国でどのように受け止められているか」という点についての分析を深めていくことにした。

本調査の結果として、当該国における法・制度に対する受け止めについては、それぞれの国の法・制度の違いに応じて異なっていることが明らかとなっていった。

妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度として、一定の条件の下で子どもの手放しを行うことを可能とする法・制度が存在するアメリカやドイツ、フランスにおいては、それぞれの国の法・制度の効果について、肯定的な意見（安全な引き渡しが可能、匿名での子どもの委託件数の増加が抑えられたなど）もあれば否定的な意見（制度が結果として新たな需要を惹起、子どもの出自を知る権利の侵害など）もあり、評価は分かれている。一方で、イギリスや韓国においては、子どもの手放しを行う行為は刑法上の犯罪に該当し、子どもの手放しを行うことを可能とする法・制度は存在しない。イギリスにおいては、妊娠を他者に知られたくない女性がいた場合の支援策が独立のものとしては存在していないが、母子支援を中心とした現行の取り組みに対する否定的な論調は見当たらない。韓国においては、民間の取り組みであるベビー・ボックスへの預け入れが増え、秘密出産制度に関する検討についての議論が始まったものの、今後の具体的な議論の道行きは不透明な状況にある。

このように、状況や受け止められ方は国によって様々に異なっていることが判明した。本調査研究報告書は諸外国における妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度の効果の分析や調査過程で明らかになった情報を可能な限り記載した。